

等について同法第八条の四第一項（上場株式等に係る配当所得等の課税の特例）の規定の適用を受ける場合を除く。）」を削り、「（租税特別措置法）を」（第一百七十条（分離課税に係る所得税の税率）の規定の適用を受けた同条の国内源泉所得に該当するもの並びに租税特別措置法）に、「ものを」を「同項に規定する利子等及び配当等を」に、「の交付」を」（第一百七十条（分離課税に係る所得税の税率）の規定の適用を受けた同条の国内源泉所得に該当するものを除く。）の交付」に改め、「ものとし、当該収益の分配又は上場株式等の配当等について租税特別措置法第八条の四第一項（上場株式等に係る配当所得等の課税の特例）の規定の適用を受ける場合を除く」と、「同項に」とあるのは「第一百七十六条第三項に」を削る。

第九条の六第一項中「外国法人税（」を「外国法人税の額（」に、「外国法人税を」を「控除対象外国法人税の額を」に、「」の額は」を「」は」に、「資産の流動化に関する法律第百十五条第一項に規定する金銭の分配を含む」を「所得税法第二十四条第一項に規定する利益の配当をいう」に改める。

第九条の七第一項中「第四条」を「第四条第一項」に改める。

第九条の八中「第三十七条の十四第三十項及び第三十一項」を「第三十七条の十四第三十五項及び第三

十六項」に改める。

第九条の九第一項中「第二十八項」を「第三十一項」に改め、同項第二号中「二十歳」を「十八歳」に改める。

第十条第一項中「その年が事業を開始した日の属する年（相続又は包括遺贈により当該事業を承継した日の属する年を除く。）であるとき、又は比較試験研究費の額が零であるときは、百分の八・五」を「当該割合に小数点以下三位未満の端数があるときはこれを切り捨てた割合とし、当該各号に定める割合が百分の十を超えるときは百分の十とする。」に改め、同項第一号中「百分の五」を「百分の八」に、「百分の九」を「百分の九・九」に改め、「（当該割合に小数点以下三位未満の端数があるときはこれを切り捨てた割合とし、当該加算した割合が百分の十を超えるときは百分の十とする。）」を削り、同項第二号中「百分の五」を「百分の八」に、「百分の九」を「百分の九・九」に、「〇・一」を「〇・一七五」に改め、「に小数点以下三位未満の端数があるときはこれを切り捨てた割合とし、当該減算した割合」を削り、「百分の六とする。」を「百分の六」に改め、同項に次の一号を加える。

三 その年が事業を開始した日の属する年（相続又は包括遺贈により当該事業を承継した日の属する年

を除く。)である場合又は比較試験研究費の額が零である場合 百分の八・五

第十条第二項を次のように改める。

2 前項の青色申告書を提出する個人の平成三十二年及び平成三十三年の各年分における同項の規定の適用については、当該各年分の次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定めるところによる。

一 次号に掲げる場合以外の場合 前項中「百分の十」とあるのは、「百分の十四」とする。

二 試験研究費割合が百分の十を超える場合 前項中「(当該割合に)」とあるのは「と当該割合に控除割増率(試験研究費割合から百分の十を控除した割合に 0.5 を乗じて計算した割合(当該割合が百分の十を超えるときは、百分の十)をいう。)を乗じて計算した割合とを合計した割合(当該割合に「と」、「当該各号に定める」とあるのは「、当該合計した」と、「百分の十」とあるのは「百分の十四」と、「金額を超える」とあるのは「金額に、当該調整前事業所得税額に試験研究費割合から百分の十を控除した割合に二を乗じて計算した割合(当該割合に小数点以下三位未満の端数があるときはこれを切り捨てた割合とし、当該計算した割合が百分の十を超えるときは百分の十とする。)」を乗じて計算した金額を加算した金額を超える」と、「当該百分の二十五に相当する」とあるのは「当

該加算した」とする。

第十条第四項中「及び平成三十一年」を「から平成三十三年まで」に、「が百分の五」を「が百分の八」に改め、同項第一号中「特例割合（百分の十二に、「を」「百分の十二に」に、「百分の五」を「百分の八」に改め、「をいう。」）を削り、同条第五項を次のように改める。

5 第三項の中小事業者で青色申告書を提出するものの平成三十二年及び平成三十三年の各年分において、試験研究費割合が百分の十を超える場合における前二項の規定の適用については、当該各年分の次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定めるところによる。

- 一 次号に掲げる場合以外の場合 第三項中「の百分の十二に相当する」とあるのは「に、百分の十二と百分の十二に控除割増率（試験研究費割合から百分の十を控除した割合に〇・五を乗じて計算した割合（当該割合が百分の十を超えるときは、百分の十）をいう。）を乗じて計算した割合とを合計した割合（当該割合に小数点以下三位未満の端数があるときは、これを切り捨てた割合）を乗じて計算した」と、「金額を超える」とあるのは「金額に、当該調整前事業所得税額に試験研究費割合から百分の十を控除した割合に二を乗じて計算した割合（当該割合に小数点以下三位未満の端数があるとき

はこれを切り捨てた割合とし、当該計算した割合が百分の十を超えるときは百分の十とする。)を乗じて計算した金額を加算した金額を超える」と、「当該百分の二十五に相当する」とあるのは「当該加算した」とする。

二 増減試験研究費割合が百分の八を超える場合 次に掲げる場合の区分に応じそれぞれ次に定めるところによる。

イ 前項(第二号に係る部分に限る。)の規定の適用を受ける場合 同項第一号中「割合(」とあるのは「割合と当該割合に控除割増率(試験研究費割合から百分の十を控除した割合に〇・五を乗じて計算した割合(当該割合が百分の十を超えるときは、百分の十)をいう。)を乗じて計算した割合とを合計した割合(」と、「当該加算した」とあるのは「当該合計した」とする。

ロ 前項(第二号に係る部分に限る。)の規定の適用を受けない場合 第三項中「金額を超える」とあるのは「金額に、当該調整前事業所得税額に試験研究費割合から百分の十を控除した割合に二を乗じて計算した割合(当該割合に小数点以下三位未満の端数があるときはこれを切り捨てた割合とし、当該計算した割合が百分の十を超えるときは百分の十とする。)を乗じて計算した金額を加算

した金額を超える」と、「当該百分の二十五に相当する」とあるのは「当該加算した」と、前項第一号中「割合（）」とあるのは「割合と当該割合に控除割合増率（試験研究費割合から百分の十を控除した割合に〇・五を乗じて計算した割合（当該割合が百分の十を超えるときは、百分の十）をいう。）を乗じて計算した割合とを合計した割合（）」と、「当該加算した」とあるのは「当該合計した」とする。

第十条第六項中「百分の五」を「百分の十」に改め、同項第二号中「前号」を「前二号」に改め、同号を同項第三号とし、同項第一号の次に次の一号を加える。

二 その年分の事業所得の金額の計算上必要経費に算入される特別試験研究費の額のうち他の者と共同して行う試験研究又は他の者に委託する試験研究であつて、革新的なものに係る試験研究費の額として政令で定める金額の百分の二十五に相当する金額

第十条第七項を削り、同条第八項第二号中「次号及び第十一項」を「以下この項及び第十項」に改め、同項第六号を削り、同項第五号を同項第六号とし、同項第四号の次に次の一号を加える。

五 試験研究費割合 適用年の年分の事業所得の金額の計算上必要経費に算入される試験研究費の額の

平均売上金額に対する割合をいう。

第十条第八項第七号中「又は中小企業者（第四十二条の四第八項第六号に規定する中小企業者をいう。

以下この号において同じ。）」を「その他の者」に改め、「中小企業者」の下に「（第四十二条の四第八項第七号に規定する中小企業者をいう。）」を加え、同項第八号中「その年分及びその年」を「適用年の年分及び当該適用年」に改め、同項を同条第七項とし、同条第九項を同条第八項とし、同条第十項中「第六項及び第七項」を「及び第六項」に改め、同項を同条第九項とし、同条第十一項中「第七項」を「第六項」に改め、同項を同条第十項とし、同条第十二項中「第六項又は第七項」を「又は第六項」に、「第六項及び第七項」を「及び第六項」に改め、同項を同条第十一項とする。

第十条の二第三項中「前条第八項第五号」を「前条第七項第六号」に、「同条第八項第四号」を「同条第七項第四号」に改める。

第十条の三第一項中「第十条第八項第五号」を「第十条第七項第六号」に、「平成三十一年三月三十一日」を「平成三十三年三月三十一日」に改め、同条第三項中「第十条第八項第四号」を「第十条第七項第四号」に改める。

第十条の四第一項中「平成三十一年三月三十一日」を「平成三十三年三月三十一日」に改め、「この項から」を削り、「百億円」を「八十億円」に、「の百分の四十（建物及びその附属設備並びに構築物については、百分の二十）」に相当する」を「に次の各号に掲げる減価償却資産の区分に応じ当該各号に定める割合を乗じて計算した」に改め、同項に次の各号を加える。

一 機械及び装置並びに器具及び備品 百分の四十（平成三十一年四月一日以後に地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律第十三条第四項又は第七項の規定による承認を受けた個人（第三項第一号において「特定個人」という。）がその承認地域経済牽引事業（地域の成長発展の基盤強化に著しく資するものとして政令で定めるものに限る。同号において同じ。）の用に供したものについては、百分の五十）

二 建物及びその附属設備並びに構築物 百分の二十

第十条の四第三項中「の百分の四（建物及びその附属設備並びに構築物については、百分の二）」に相当する」を「に次の各号に掲げる減価償却資産の区分に応じ当該各号に定める割合を乗じて計算した」に、

「第十条第八項第四号」を「第十条第七項第四号」に改め、同項に次の各号を加える。

一 機械及び装置並びに器具及び備品 百分の四（特定個人がその承認地域経済牽引事業の用に供した
ものについては、百分の五）

二 建物及びその附属設備並びに構築物 百分の二

第十条の四の二第三項及び第十条の五第一項中「第十条第八項第四号」を「第十条第七項第四号」に改める。

第十条の五の二第一項中「第二十六条第二項」を「第三十二条第二項」に、「第十条第八項第五号」を「第十条第七項第六号」に、「平成三十一年三月三十一日」を「平成三十三年三月三十一日」に、「経営改善指導助言書類」を「経営改善指導助言書類（認定経営革新等支援機関等がその資産の取得に係る計画の実施その他の取組が特定中小事業者の経営の改善に特に資することにつき財務省令で定めるところにより確認をした旨の記載があるものに限る。）」に改め、同条第三項中「第十条第八項第四号」を「第十条第七項第四号」に改める。

第十条の五の三第一項中「第十三条第一項」を「第十九条第一項」に、「平成三十一年三月三十一日」を「平成三十三年三月三十一日」に、「第十三条第三項」を「第十九条第三項」に、「第十四条第一項」

を「第二十条第一項」に改め、同条第三項中「第十条第八項第四号」を「第十条第七項第四号」に改める。

第十条の五の四第一項中「第十条第八項第四号」を「第十条第七項第四号」に改め、同条第二項中「第十条第八項第五号」を「第十条第七項第六号」に改め、同項第二号口中「第十三条第一項」を「第十九条第一項」に、「第十四条第一項」を「第二十条第一項」に、「第二条第十項」を「第二条第十二項」に改める。

第十条の五の五第三項中「第十条第八項第四号」を「第十条第七項第四号」に改める。

第十条の六第一項中「第十条第八項第四号」を「第十条第七項第四号」に改め、同項第四号を削り、同項第五号を同項第四号とし、同項第六号から第十三号までを一号ずつ繰り上げ、同項第十三号の二を同項第十三号とし、同条第五項中「第十条第八項第五号」を「第十条第七項第六号」に、「第四号、第七号又は第十三号の二」を「第六号又は第十三号」に改め、同条第六項中「第十条第十項」を「第十条第九項」に改める。

第十一条第一項の表の第一号から第三号までを削り、同表の第四号を同表の第一号とし、同表に次の一

号を加える。

二 政令で定める海上運送業を営む個人	イ 特定船舶（当該事業の経営の合理化及び環境への負荷の低減に資するものとして政令で定める船舶をいう。ロ及びハにおいて同じ。）のうち当該個人の海上運送法（昭和二十四年法律第百八十七号）第三十九条の十四に規定する認定先進船舶導入等計画（先進船舶（同法第三十九条の十第一項に規定する先進船舶をいう。イにおいて同じ。）の導入に関するものに限る。）に記載された先進船舶（環境への負荷の低減に著しく資するものとして政令で定める船舶に限る。ロにおいて「特定先進船舶」という。）に該当する外航船舶（本邦と外国との間又は外国と外国との間を往来する船舶をいう。ロ及びハ	百分の十八（日本船舶（船舶法（明治三十二年法律第百八十六号）第一条に規定する日本船舶をいう。ロにおいて同じ。）に該当するものについては、百分の二十）
--------------------	--	--

<p>において同じ。)</p>	<p>ロ 特定船舶のうち、特定先進船舶に該当する外航船舶以外の外航船舶</p>	<p>百分の十五（日本船舶に該当するものについては、百分の十七）</p>
<p>ハ 特定船舶のうち、外航船舶以外の船舶</p>	<p>百分の十六（環境への負荷の低減に著しく資するものとして政令で定めるものについては、百分の十八）</p>	

第十一条の三第一項中「第十条第八項第五号」を「第十条第七項第六号」に改める。

第十一条の三の次に次の一条を加える。

（特定事業継続力強化設備等の特別償却）

第十一条の四 青色申告書を提出する個人で第十条第七項第六号に規定する中小事業者であるものうち

中小企業等経営強化法第五十条第一項又は第五十二条第一項の認定（以下この項において「認定」とい

う。)を受けた同法第二条第一項に規定する中小企業者に該当するもの(以下この項において「特定中小事業者」という。)が、中小企業の事業活動の継続に資するための中小企業等経営強化法等の一部を改正する法律(平成三十一年法律第 号)の施行の日から平成三十三年三月三十一日までの間に、その認定に係る中小企業等経営強化法第五十条第一項に規定する事業継続力強化計画若しくは同法第五十二条第一項に規定する連携事業継続力強化計画(同法第五十一条第一項の規定による変更の認定又は同法第五十三条第一項の規定による変更の認定があつたときは、その変更後のもの。以下この項において「認定事業継続力強化計画等」という。)に係る事業継続力強化設備等(同法第五十条第二項第二号ロに規定する事業継続力強化設備等をいう。)として当該認定事業継続力強化計画等に記載された機械及び装置、器具及び備品並びに建物附属設備(政令で定める規模のものに限る。以下この項及び次項において「特定事業継続力強化設備等」という。)でその製作若しくは建設の後事業の用に供されたことのないものを取得し、又は特定事業継続力強化設備等を製作し、若しくは建設して、これを当該特定中小事業者の事業の用に供した場合(所有権移転外リース取引により取得した当該特定事業継続力強化設備等をその用に供した場合を除く。)には、その用に供した日の属する年における当該特定中小事業者

の事業所得の金額の計算上、当該特定事業継続力強化設備等の償却費として必要経費に算入する金額は、所得税法第四十九条第一項の規定にかかわらず、当該特定事業継続力強化設備等について同項の規定により計算した償却費の額とその取得価額の百分の二十に相当する金額との合計額以下の金額で当該特定中小事業者が必要経費として計算した金額とする。ただし、当該特定事業継続力強化設備等の償却費として同項の規定により必要経費に算入される金額を下ることはできない。

2 第十一条第二項の規定は、前項の規定の適用を受ける特定事業継続力強化設備等の償却費の額を計算する場合について準用する。この場合において、同条第二項中「その合計償却限度額」とあるのは、「第十一条の四第一項本文の規定により必要経費に算入することができる償却費の限度額」と読み替えるものとする。

3 第十一条第三項の規定は、前二項の規定を適用する場合について準用する。

第十二条第三項中「平成三十一年三月三十一日」を「平成三十三年三月三十一日」に、「第十条第八項第五号」を「第十条第七項第六号」に改める。

第十二条の二の見出しを「(医療用機器等の特別償却)」に改め、同条第一項中「平成三十一年三月三

十一日」を「平成三十三年三月三十一日」に、「この条」を「この項及び第四項」に改め、同条第三項中「前二項」を「前各項」に改め、同項を同条第五項とし、同条第二項中「前項」を「第一項」に改め、「医療用機器」の下に「、第二項の規定の適用を受ける勤務時間短縮用設備等又は前項の規定の適用を受ける構想適合病院用建物等」を、「第十二条の二第一項本文」の下に「、第二項本文又は第三項本文」を加え、同項を同条第四項とし、同条第一項の次に次の二項を加える。

2 青色申告書を提出する個人で医療保健業を営むものが、平成三十一年四月一日から平成三十三年三月三十一日までの間に、器具及び備品（医療用の機械及び装置を含む。）並びにソフトウェア（政令で定める規模のものに限る。）のうち、医療法（昭和二十三年法律第二百五号）第三十条の三第一項に規定する医療提供体制の確保に必要な医師その他の医療従事者の勤務時間の短縮その他の医療従事者の確保に資する措置を講ずるために必要なものとして政令で定めるもの（前項の規定の適用を受けるものを除く。以下この項及び第四項において「勤務時間短縮用設備等」という。）でその製作の後事業の用に供されたことのないものを取得し、又は勤務時間短縮用設備等を製作して、これを当該個人の営む医療保健業の用に供した場合（所有権移転外リース取引により取得した当該勤務時間短縮用設備等をその用に

供した場合を除く。）には、その用に供した日の属する年における当該個人の事業所得の金額の計算上、当該勤務時間短縮用設備等の償却費として必要経費に算入する金額は、所得税法第四十九条第一項の規定にかかわらず、当該勤務時間短縮用設備等について同項の規定により計算した償却費の額とその取得価額の百分の十五に相当する金額との合計額以下の金額で当該個人が必要経費として計算した金額とする。ただし、当該勤務時間短縮用設備等の償却費として同項の規定により必要経費に算入される金額を下ることはできない。

3 青色申告書を提出する個人で医療保健業を営むものが、平成三十一年四月一日から平成三十三年三月三十一日までの間に、医療法第三十条の四第一項に規定する医療計画に係る同法第三十条の十四第一項に規定する構想区域等（以下この項において「構想区域等」という。）内において、病院用又は診療所用の建物及びその附属設備のうち当該構想区域等に係る同条第一項の協議の場合における協議に基づく病床の機能（同法第三十条の三第二項第六号に規定する病床の機能をいう。）の分化及び連携の推進に係るものとして政令で定めるもの（以下この項及び次項において「構想適合病院用建物等」という。）の取得等（取得又は建設をいい、改修（増築、改築、修繕又は模様替をいう。）のための工事による取得

又は建設を含む。）をして、これを当該個人の営む医療保健業の用に供した場合（所有権移転外リース取引により取得した当該構想適合病院用建物等をその用に供した場合を除く。）には、その用に供した日の属する年における当該個人の事業所得の金額の計算上、当該構想適合病院用建物等の償却費として必要経費に算入する金額は、所得税法第四十九条第一項の規定にかかわらず、当該構想適合病院用建物等について同項の規定により計算した償却費の額とその取得価額の百分の八に相当する金額との合計額以下の金額で当該個人が必要経費として計算した金額とする。ただし、当該構想適合病院用建物等の償却費として同項の規定により必要経費に算入される金額を下ることはできない。

第十三条の二第一項中「平成三十一年三月三十一日」を「平成三十三年三月三十一日」に改める。

第十四条の見出しを「（特定都市再生建築物の割増償却）」に改め、同条第一項中「平成三十一年三月三十一日」を「平成三十三年三月三十一日」に、「特定都市再生建築物等」を「特定都市再生建築物等に」に、「計算上当該特定都市再生建築物」を「特定都市再生建築物」に、「計算上、当該特定都市再生建築物」に、「特定都市再生建築物等に」を「特定都市再生建築物」に、「百分の百五十（当該特定都市再生建築物等が、次項第一号に掲げる建築物のうち同号ロ）を

「百分の百二十五（次項第一号）に、「ものである場合には百分の百三十とし、同項第二号に掲げる構築物である場合には百分の百十とする。」を「建築物に係るものについては、百分の百五十」に改め、同項ただし書中「特定都市再生建築物等」を「特定都市再生建築物」に改め、同条第二項を次のように改める。

2 前項に規定する特定都市再生建築物とは、次に掲げる地域内において、都市再生特別措置法（平成十四年法律第二十二号）第二十五条に規定する認定計画（第一号に掲げる地域については同法第十九条の二第十一項の規定により公表された同法第十九条の十第二項に規定する整備計画及び国家戦略特別区域法（平成二十五年法律第七号）第二十五条第一項の認定を受けた同項に規定する国家戦略民間都市再生事業を定めた同項の区域計画を、第二号に掲げる地域については当該区域計画を、それぞれ含む。）に基づいて行われる都市再生特別措置法第二十条第一項に規定する都市再生事業（政令で定める要件を満たすものに限る。）により整備される建築物で政令で定めるものに係る建物及びその附属設備をいう。

一 都市再生特別措置法第二条第五項に規定する特定都市再生緊急整備地域

二 都市再生特別措置法第二条第三項に規定する都市再生緊急整備地域（前号に掲げる地域に該当するものを除く。）

第十四条第三項中「特定都市再生建築物等」を「特定都市再生建築物」に改める。

第二十条の三第一項中「当該積み立てた」を「その積み立てた」に、「当該積立て」を「その積立て」に改め、同条第二項中「おいて、」を「規定する」に、「応じ、」を「応じ」に改め、同条第四項中「当該経過した」を「その経過した」に改める。

第二十二条第一項中「平成三十一年三月三十一日」を「平成三十四年三月三十一日」に、「当該積立て」を「その積立て」に改める。

第二十八条の二第一項中「第十条第八項第五号」を「第十条第七項第六号」に改める。

第二章第三節の節名中「退職所得」を「退職所得等」に改める。

第二十九条の二の見出し中「新株予約権等」を「新株予約権」に改め、同条第一項中「若しくは会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成十七年法律第八十七号）第六十四条の規定による改正前の商法（明治三十二年法律第四十八号。以下この項において「平成十七年旧商法」という。）第二百八

十条ノ二十一第一項若しくは商法等の一部を改正する法律（平成十三年法律第二百二十八号）第一条の規定による改正前の商法（以下この項において「旧商法」という。）第二百八十条ノ十九第二項若しくは商法等の一部を改正する等の法律（平成十三年法律第七十九号）第一条の規定による改正前の商法（以下この項において「平成十三年旧商法」という。）第二百十条ノ二第二項を削り、「（会社法）を」（同法）に改め、「若しくは旧商法第二百八十条ノ十九第二項に規定する新株の引受権（以下この項において「新株引受権」という。）若しくは平成十三年旧商法第二百十条ノ二第二項第三号に規定する権利（以下この項において「株式譲渡請求権」という。）」を削り、「あつた個人」の下に「以下この項及び」を加え、「第五項」を「第六項」に、「又は」を「若しくは」に改め、「権利承継相続人」という。）」の下に「又は当該株式会社若しくは当該法人の取締役、執行役及び使用人である個人以外の個人（大口株主及び大口株主の特別関係者を除き、中小企業等経営強化法第十三条に規定する認定新規中小企業者等に該当する当該株式会社が同法第九条第二項に規定する認定社外高度人材活用新事業分野開拓計画（当該新株予約権の行使の日以前に同項の規定による認定の取消しがあつたものを除く。）に従つて行う同法第二条第八項に規定する社外高度人材活用新事業分野開拓に従事する同項に規定する社外高度人材（当該認定